

報道発表資料の配付日時 3月12日(木) 14時00分

発表項目	安平町の高病原性鳥インフルエンザ発生農場における防疫措置の完了について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>安平町の高病原性鳥インフルエンザ発生農場における<b>防疫措置が完了しました</b>ので、お知らせします。</p> <p><b>農場防疫措置 3月12日(木) 13時20分 完了</b></p> <p>※防疫措置：家きんの殺処分及び埋却、汚染物品の埋却、鶏舎等の清掃・消毒など</p> <p>【今後の予定】</p> <p>1 発生農場の防疫          3月19日(概ね1週間経過後) 2回目の消毒          3月26日(概ね2週間経過後) 3回目の消毒</p> <p>2 制限区域の防疫          ・3月24日(10日経過後)          制限区域(10km以内)内の7農場の清浄性確認検査等を実施。陰性を確認後、農林水産省と協議の上、搬出制限区域(3~10km)を解除。(ただし監視は継続)          ・4月3日(21日経過後)          区域内で新たな発生がなければ、農林水産省と協議の上、移動制限区域(3km以内)を解除するとともに、移動制限を含めた防疫措置を全て完了。(ただし監視は継続)</p> <p>&lt;参考&gt;監視の終了(4月11日)          (発生農場の防疫措置完了後28日を経過した後に制限区域内の農場を対象に行う監視強化区域解除検査で陰性を確認後、国との協議の上、監視を終了。)</p> <p>3 消毒ポイント等の車両消毒は、移動制限中、引き続き実施します。</p> <p>※本農場における防疫措置の完了に伴いましては、北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しないこととしますので、お知らせさせていただきます。</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。</p> <p>○ <u>現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれや作業の支障に繋がる場合があるとともに、ドローンやヘリコプターによる撮影は農場のプライバシーの侵害に繋がる可能性がありますので、厳に慎むようにお願いします。</u></p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	胆振総合振興局	

担当(連絡先)	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部 (担当者：農政部農政課企画係 中村) TEL：011-231-4111(内線 27-104) ファックス：011-204-5375		
---------	---	--	--